

河内長野市こども食費支援事業
市民様向け Q&A

R7 年 9 月 18 日作成

No.	Q.	A.
1	クーポン券の送付対象者の要件を教えてください。	令和 7 年 9 月 1 日時点で河内長野市に住民登録があり、 ①平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた方。 ②令和 7 年 9 月 1 日時点で妊娠しており、同日までに母子手帳の交付を受けた方。（市外から転入した場合は、同日までに妊婦検診の受診券の交換手続きをした方。）
2	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
3	クーポン券の発行は対象者 1 人につき 1 回だけですか。	はい、対象者 1 人につき 1 回限りの発行です。
4	クーポン券はどこで使えるのでしょうか。	河内長野市内のクーポン券利用登録店舗にて使用できます。 詳細はクーポン券裏面の QR コードまたは市ホームページからご確認ください。
5	クーポン券の有効期限はいつまでですか。	令和 8 年 2 月 28 日（土）が期限です。

No.	Q.	A.																
6	クーポン券を使用できる商品はどのようなものですか。	お米に関しては、<u>精米（白米）、玄米及びもち米</u>です。<u>加工品、調理品、冷凍食品、雑穀米、パックご飯（包装米飯）等は対象外となります</u>。パンに関しては、<u>食品表示法におけるパン類（※１）</u>が対象となります。 （※１）パン類とは、小麦粉又は穀粉類を加えたものを主原料とし、イースト（パン酵母）で発酵させ、焼いたもののこと。次の①②を含む。 《①パン（生地）が主体となるもの》 <table><tr><th>定義</th><th>名称</th><th>商品例</th></tr><tr><td>食パン</td><td>食パン</td><td>角型食パン、山型食パン、レーズン食パンなど</td></tr><tr><td>菓子パン</td><td>菓子パン</td><td>あんぱん、ジャムパン、コロネ、メロンパンなど</td></tr><tr><td>その他のパン</td><td>パン</td><td>ロールパン、フランスパン、ベーグルなど</td></tr></table> 《②他の調理品、惣菜との組み合わせのもの》 <table><tr><td>調理パン</td><td>サンドウィッチ、焼きそばパン、焼き上げたパンにサラダ、ハム、カツ等の惣菜を挟み、そのまま食べられるもの</td></tr><tr><td>惣菜パン</td><td>パン生地にサラダ、ハム、カツ等の惣菜を包み焼き上げたもの</td></tr></table> 例１）おにぎりは対象となりますか？ ➡加工品となるため、対象外となります。 例２）赤飯は対象となりますか？ ➡調理品となるため、対象外となります。 例３）アルファ化米は対象となりますか？ ➡加工品となるため、対象外となります。	定義	名称	商品例	食パン	食パン	角型食パン、山型食パン、レーズン食パンなど	菓子パン	菓子パン	あんぱん、ジャムパン、コロネ、メロンパンなど	その他のパン	パン	ロールパン、フランスパン、ベーグルなど	調理パン	サンドウィッチ、焼きそばパン、焼き上げたパンにサラダ、ハム、カツ等の惣菜を挟み、そのまま食べられるもの	惣菜パン	パン生地にサラダ、ハム、カツ等の惣菜を包み焼き上げたもの
定義	名称	商品例																
食パン	食パン	角型食パン、山型食パン、レーズン食パンなど																
菓子パン	菓子パン	あんぱん、ジャムパン、コロネ、メロンパンなど																
その他のパン	パン	ロールパン、フランスパン、ベーグルなど																
調理パン	サンドウィッチ、焼きそばパン、焼き上げたパンにサラダ、ハム、カツ等の惣菜を挟み、そのまま食べられるもの																	
惣菜パン	パン生地にサラダ、ハム、カツ等の惣菜を包み焼き上げたもの																	

No.	Q.	A.
7	同一会計内に他の商品がある場合、クーポン券は使用できますか。	<u>お米とパンのみクーポン券を使用できます。</u>他の商品分は支払いが必要になります。 例) パン(500円)とコーヒー(250円)を購入し、購入合計額が750円であった場合 ➡クーポン券の対象となるのはパン(500円)のみであり、コーヒー(250円)については別会計でお支払いください。
8	クーポン券は額面未満での使用はできますか。	額面未満の使用はできません。 <u>クーポン券は、お米またはパンを額面以上購入した際に使用可能となりますので、お米やパンの購入額の合計がクーポン券の額面に満たない場合は、クーポン券の使用はできません。</u> 例1) 1,300円分のお米を購入され、500円クーポン券を3枚お持ちの場合 ➡200円のお釣りが発生することになるためお受けできません。この場合は、500円クーポン券を2枚出してもらい、残高の300円は現金等でお支払いください。 例2) パン(280円)とコーヒー(250円)を購入され、購入合計額が530円であった場合に、500円クーポン券を出された場合 ➡コーヒーはクーポン券の対象とならず、また、パンも500円クーポン券の額面に満たないため、この場合はクーポン券を利用することはできません。
9	クーポン券を毀損した場合はどうしますか。	券面の面積が3分の2以下のもの及び通し番号が確認できないものは使用できません。

No.	Q.	A.
10	有効期間を過ぎたクーポン券は使用、または換金できますか。	有効期間を過ぎたクーポン券は使用、換金はできません。また、期間内であっても、クーポン券の換金はできません。
11	クーポン券を紛失した場合は再度発行できますか。	残念ながら <u>クーポン券の再発行はできません</u> ので、紛失されないようご注意ください。
12	クーポンはいつ届きますか。	クーポン券は令和7年10月15日（火）までに届くように発送しています。 但し、令和7年8月25日～9月1日に出生や転入などで河内長野市に住民登録をされた方は、少し遅れて届く場合があります。10月31日（金）までに届かない場合、サポートセンターまでお問い合わせください。
13	対象者が4人いる世帯ですが、クーポン券が1通（3人分のクーポン券）しか届いていません。	クーポン券は世帯主宛てに世帯内の対象者3名分までを一通に記載し、お送りします。 世帯内に4名以上の対象者がいる場合は二通等に分けてお送りしますので、届く日がある場合があります。